

# 米国のディスクロージャー改革と 日本の会計監査制度

百合野正博  
(同志社大学商学部教授)

## I はじめに

わが国の会計士監査システムは、現在、金融庁のコントロール下にあるかのように見える。わずか5年前には、経済雑誌の表紙に「監査が企業を追いつめる」という活字が躍ったことから想像できるように、公認会計士・監査法人に強大なパワーが備わっていることを日本社会に強く印象づけていた。劇的な変わり様である。

エンロン事件以降の米国のディスクロージャー改革を忠実に跡付けて来たかのように見えるわが国の会計士監査制度改革は、いつのまにこうなったのか判然としないままに、上記のよう

な官庁主導型会計士監査となってしまっていた。このボタンの掛け違いは何によるものなのか、私なりにその問題点を探ってみたい。

## Ⅱ 戦後のわが国の会計士監査システムの内包する問題点

最初に少しおさらいをすると、1945（昭和20）年8月に敗戦国となったわが国は、戦勝国のアメリカから戦後復興資金を導入する必要性と、いわゆる証券民主化の要請のもと、直接金融市場を整備するために、証券取引法の制定<sup>1</sup>、証券取引委員会の設置、公認会計士制度の創設を三本柱にしたアメリカ型の会計士監査システムを導入した。

1948（昭和23）年4月に証券取引法の制定、7月に計理士法廃止および公認会計士法の制定。翌1949（昭和24）年7月に企業会計原則の公表。1950（昭和25）年7月に監査基準と監査実施準則の公表。これらを経て、1951（昭和26）年からいわゆる制度監査が開始される運びとなった。

ところが、このようにしてスタートを切ったばかりのわが国の会計士監査制度は、その翌年の1952（昭和27）年には、講和条約の締結を受けて早くも見直しが行われるところとなった。監査を受ける企業の側に経済的な負担感があったことがその理由と考えられるが、この理由が資本提供者である一般投資家の利益を保護するという「公共の利益」に勝るはずがないのは自明の理である。会計士監査システムはパブリックのためのシステムほかならないからである<sup>1</sup>。アメリカにおいて、大統領の指導のもとにディスクロージャー改革が行われたのは、まさにこの理由によるものである。

## Ⅲ 直接金融資本市場のインフラとしての 明治・大正時代の会計士監査システムの議論

ところが、このような直接金融資本市場を支えるインフラとしての会計士監査システムの必要性に関する議論はこのときが初めてではなかった<sup>2</sup>。

1909（明治42）年に公表された『公許会計士制度調査書』は、日本政府が職業専門家による監査システムについて調査し、報告した最初の事例であった。1899（明治32）年にいわゆる新商法が施行されてわずか10年で早くも商法上の監査役監査の欠陥が指弾されていた。欠陥の第一は監査役には専門的知識と実務経験が備わっている保証がないということであり、第二は監査役が株主の代表として選任されるために株主としての利害にとられることから弊害が生じるということであった。

とくに後者の指摘には注目しておく必要がある。なぜならば、もしも「株主の代表である監査役」が会社にとって都合の悪いことを見つけた場合、「株主」としての利益の観点から監査

役はそれを公にするであろうか。仮に監査役がそれを公にすれば、会社に対する社会の評価は低下し、株価の下落や場合によっては経営の行き詰まりを招来しかねない。つまり、株主としての自分自身の利益を損なうことになってしまう恐れがあるのである。一方、株主としての監査役がこの事実を公にしなかったならばどうなるであろうか。株主としての利益が優先された結果、取引先や債権者、ひいては一般大衆の利益が犠牲にされかねないということを意味するのである。

明治時代の末に書かれた『公許会計士制度調査書』がこのような株主の代表としての監査役の問題点を明瞭に認識していたのは驚くべきことである。『公許会計士制度調査書』は、公許会計士の要件として、公許会計士が会計専門職であるがゆえに備えているはずの「公共的性格」の重要性について繰り返し主張していたのである。しかし、ここまで高水準の議論を展開しておきながら、『公許会計士制度調査書』はお蔵入りしてしまった。

ところが、わが国に会計専門職の創設が必要であると考えた人たちの努力はその後もやむところはなく、1914（大正3）年から1925（大正14）年の長期にわたって、帝国議会では、「会計監査士法案」もしくは「会計士法案」が提案された。しかしながら、これら一連の法案は廃案となり、ようやく1927（昭和2）年に成立した「計理士法」は、「会計（監査）士法案」の提案の骨子であったパブリックに監査サービスを提供する会計専門職という肝心要の原形をまったくとどめていない、「会計（監査）士」とは似て非なる代物だったのである。

#### Ⅳ 不透明なお金の流れのチェックシステムとしての議論

上述の一連の議論は大規模株式会社を中心とする資本市場のインフラとしての会計士監査システムの重要性に関するものであったが、実は、当時の議論においては、そのことだけが重要視されたのではなかった。

すなわち、最初の提案機会であった第36帝国議会において、大蔵省銀行局による銀行の監督がほとんど自由放任状態になっていることに加えて、調査先から賄賂を受け取る役人の存在も指摘されていた。さらに、一連の提案の中で、慈善団体や宗教団体などの民間の非営利組織も監査の対象として重要であることが指摘されていたのである。

このように、わが国においては、昔から、さまざまな組織における不透明なお金の流れに対する不審が渦巻いていた。そのさまざまな組織というのは、今風に言えば、何をしているのかよくわからないのに膨大な税金がつき込まれているらしい特殊法人であり、組織的に税金をごまかして裏金を作っていることが継続的に報道されるパブリックセクターであり、相変わらず跡を絶たないカラ出張や不適切な政治資金の処理を繰り返す議員や政治団体等も含まれるであろう。しかしながら、不審が晴らされることも、批判が通ることもないまま今日に至っているのである。

## V むすびに

本報告で述べたように、わが国の会計士監査システムは、アメリカ型会計士監査システムをお手本にスタートしたが、明治・大正期のわが国の社会的経済的コンテクストを振り返ると、その当時のわが国において、株式会社や銀行の経営破綻や乱脈経営、慈善団体や宗教団体の不透明な資金の流れなどが存在していたからこそ必要とされたのだということが明らかとなる。

そこでは、直接金融資本市場の重要性も会計士監査のシグナリング効果もともに明確に認識されていたので、国民の資本を国民自身の判断で効率的な投資先に分配するシステムとしての直接金融資本市場のインフラとしての会計士監査の機能が議論されていたし、さらに、その議論は、株式会社組織以外の種々の組織におけるガバナンス、ディスクロージャー、シグナリングの問題をも巻き込んで展開されていたのである。

冒頭で述べたボタンの掛け違いは、このようなわが国のコンテクストに由来するであろう。会計士監査システムはパブリックのために存在しているにもかかわらず、それを制度化する側は、その権限をプライベートセクターに委ねることを好まなかったし、今でも好んでいないのである。会計士監査システムに本来備わっている強大なパワーを行使すれば、会計士監査はまさにパブリックの支持のもと、公共の利益のために貢献することが可能になると考えるのである。米国のディスクロージャー改革の本質を見極めなければならない。

## 注

- 1 証券市場を通して一般国民の手許の資本を優良企業に流すシステムとしての証券金融の重要性については、戦前すでに、詳細に論じられていた。たとえば、『全訂 株式会社金融の研究』（岡村正人著、有斐閣、1958年）を構成する「株式金融論」と「社債金融論」の二つの主要部分は、前者は1939年に、後者は1940年に出版されていた。
- 2 詳しくは、拙著『日本の会計士監査』、森山書店、1999年、第5章、を参照のこと。